

山口県動物愛護センター規則

平成十年三月三十一日
山口県規則第三十一号

山口県動物愛護センター規則をここに公布する。

山口県動物愛護センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県動物愛護センター条例(平成十年山口県条例第二号)に定めるもののほか、山口県動物愛護センター(以下「動物愛護センター」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(開館日)

第二条 動物愛護センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日まで

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

(開館時間)

第三条 動物愛護センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(遵守事項)

第四条 動物愛護センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、動物愛護センターの設置の目的にそって、これを利用しなければならない。

一 動物愛護センターの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

二 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が動物愛護センターの管理のため必要があると認めて定めた事項

(その他)

第五条 この規則に定めるもののほか、動物愛護センターの管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。